

岡山商科大学教職員倫理規範

2010年9月1日
岡山商科大学

この規範は、岡山商科大学就業規則第3条に定める遵守義務、その他同就業規則の諸規定の趣旨に基づき、岡山商科大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の倫理規範を定めるものである。

（倫理基盤）

1. 本学教職員は、大学という最高学府で教育・研究及びその管理に携わる者であることを認識し、その職業倫理基盤として、基本的人権の尊重と知的誠実性を貫徹しなければならない。

（行動倫理）

2. 本学教職員は、建学の精神と教育理念に基づき、諸法令並びに本学諸規程を遵守し、教育、研究、社会活動等、本学教職員として関わるすべての活動において、本学の社会的使命と責任を自覚して行動しなければならない。また、本学教職員を離れた私的立場においても、本学教職員である誇りと自覚のもと、良心に基づいた行動を心がけなければならない。

（学生に対する倫理）

3. 本学教職員は、学生の人格を尊重し、学生の大学生活全般を支援するため、真摯かつ誠実に行動しなければならない。また、公私の区別を明確とするとともに、学生の規範となるよう品位ある行動を心がけ、その地位や権威を用いたあらゆるハラスメントを行ってはならない。

（同僚に対する倫理）

4. 本学教職員は、同僚である教員・職員の人格と立場を尊重し、互いに敬意をもつとともに、公正かつ誠実に接し、親和共同して任務を積極的に遂行しなければならない。また、その地位や権威を用いたあらゆるハラスメントを行ってはならない。

（教員の倫理）

5. 本学教員は教育・研究活動に熱意と責任感をもって精励することを第一義としなければならない。研究により専門知識や技能の維持、向上に努めることはもちろんのこと、その成果を高い知性や人格の形成に資するものとし、教育活動及び社会への還元を行わなければならない。

（職員の倫理）

6. 本学職員は、教員、学生の教育、研究及び学習活動の支援を行い、それらが円滑かつ効率的に行うことができる環境や状況を整えるよう、熱意と責任感を持ってその任務に取り組み、常に最大限の努力を払わなければならない。

（守秘義務）

7. 本学教職員は、正確な情報を適切な手段によって公表しなければならない。また、個人情報保護及び業務上知り得た秘密の保持に努めなければならない。

（反倫理行為）

8. 教職員は、本規範に抵触する反倫理的、反社会的行為を行った者に対しては、厳正な態度をもって臨み、本学は組織的に適切な対処を行わなければならない。

